

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ香芝店

所在地 香芝市上中一五五番一ほか四筆

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 地元自治会とは綿密に連絡を取り、営業時間を始め、交通渋滞及び交通安全対策等周辺地域の生活環境の保持に努め、地域社会との融和を図ること。

2 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を厳守すること。

3 幼児、児童及び生徒の通園及び通学路の安全確保のために、次の事項について厳守すること。

(一) 搬出入車両等は、幼児、児童及び生徒を見かけた場合、通行の安全を確保してから徐行し、通行すること。

(二) 幼児、児童及び生徒の通園及び通学時間帯の来店客に、安全運転等の注意喚起を行うこと。

(三) その他一切の危険防止に努めること。

4 青少年の健全育成の観点から、非行防止及び防犯対策等に、関係機関とも連携の上、徹底した取組を進めること。

5 障がいのある人に優しいバリアフリー等の対策を講じること。

また、工事期間中においても障がい者等に配慮すること。

例えば、駐車場において障がい者用駐車枠を設置することや、通路等に手すり及び点字ブロックを整備する等である。

6 工事中に地下から土器や石器等の遺物と認められるものを発見した場合は、香芝市教育委員会教育部生涯学習課文化財係へ連絡すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十七年一月二十七日から同年二月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除き
ます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで